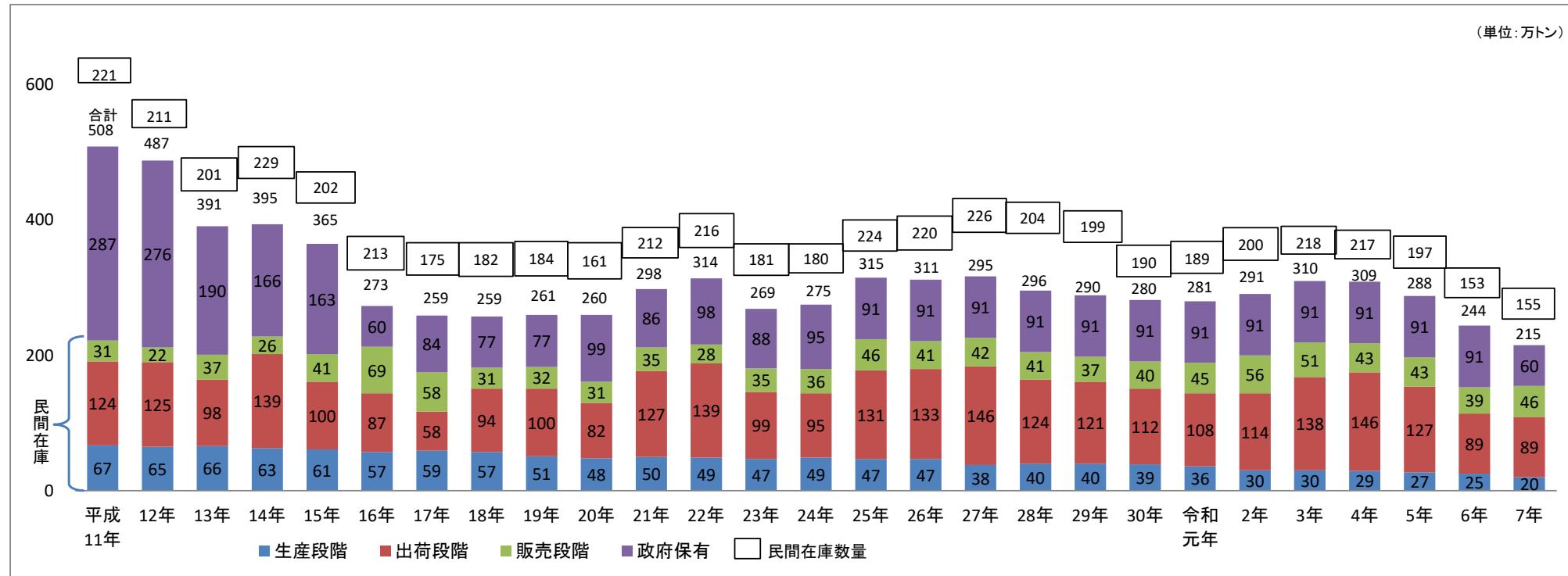


III-14 政府及び民間流通における6月末在庫の推移



資料：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」参考統計表（農林水産省）、「米をめぐる関係資料」（農林水産省）

（注の原文は農林水産省による）

注1：うるち玄米及びもち玄米の値である。

2：各年の民間在庫量において、

① 平成16年以降については、年間玄米取扱数量500トン以上の業者（販売・出荷段階）の数量である。

② 平成15年については、

・販売段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の旧登録卸売業者と1,000トン以上の旧登録

小売業者の数量である。

・出荷段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者の数量である。

③ 平成14年以前については推計値であり、

・販売段階の在庫量は、卸在庫量に小売在庫量（推計）を加えた数量である。

・出荷段階の在庫量は、系統在庫量に非系統在庫量（推計）を加えた数量である。

④ 生産段階の在庫量は、平成11年～平成21年は「生産者の米穀現在高等調査」を基に算出した在庫量から精米在庫量（推計）を控除した玄米在庫量であり、平成22年～平成30年は「生産者の米穀在庫等調査」を基に算出した在庫量である。令和元年は、「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。令和2年～令和4年は「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量である。令和5年については、「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、「利用上の注意」として、本調査を時系列比較する際は、変更点に留意する必要がある旨が記載されていることを踏まえ、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。

3：平成26年の出荷段階の在庫量は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンを含んでいない。

4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある